

第 7 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和3年2月25日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年2月25日(木曜日)

午前9時57分開議
 午前10時35分休憩
 午前10時39分開議
 午後0時6分休憩
 午後0時9分開議
 午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第18号)
- 議案第2号 令和2年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第11号 令和2年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第16号 令和2年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 令和2年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第18号 令和2年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)
- 議案第21号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第22号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第23号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第24号 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の制定について
- 議案第25号 熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定

について

- 議案第97号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第100号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第19号)
- 報告第3号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

出席委員(7人)

委員長	緒方勇二
副委員長	末松直洋
委員	小早川宗弘
委員	内野幸喜
委員	前田憲秀
委員	島田稔
委員	城戸淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	藤本 聡
政策審議監	
兼環境政策課長	松岡正之
環境局長	小原雅之
県民生活局長	無田英昭
水俣病保健課長	原田義隆
首席医療審議員	山口喜久雄
水俣病審査課長	坂野定則
環境立県推進課長	財津和宏
環境保全課長	葉山清春
自然保護課長	前田 隆
循環社会推進課長	小原正巳

くらしの安全推進課長 田 元 雅 文
 消費生活課長 枝 國 智 子
 男女参画・協働推進課長 木 村 和 子
 人権同和政策課長 緒 方 克 治
 商工労働部
 部 長 藤 井 一 恵
 政策審議監
 兼商工雇用創生局長 三 輪 孝 之
 産業振興局長 小 牧 裕 明
 商工政策課長 臼 井 洋 介
 商工振興金融課長 増 田 要 一
 首席審議員
 兼労働雇用創生課長 岡 村 郷 司
 産業支援課長 大 下 慶
 エネルギー政策課長 上 塚 恭 司
 企業立地課長 工 藤 晃
 観光戦略部
 部 長 寺 野 慎 吾
 政策審議監 小 金 丸 健
 首席審議員
 兼観光交流政策課長 府 高 隆
 観光企画課長 脇 俊 也
 観光振興課長 川 寄 典 靖
 販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三
 企業局
 局 長 藤 本 正 浩
 総務経営課長 永 松 浩 史
 工務課長 伊 藤 健 二
 労働委員会事務局
 局 長 谷 口 誠
 審査調整課長 吉 田 桂 司

事務局職員出席者
 議事課主幹 岡 部 康 夫
 政務調査課課長補佐 松 本 浩 明

午前9時57分開議
 ○緒方勇二委員長 ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。
 本日の委員会に3名の傍聴の申出がありま

したので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めるとしました。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、藤本環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

まず、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2件でございます。

まず、第1号議案の一般会計補正予算として、総額3億5,500万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容は、国の経済対策に対応した国立公園満喫プロジェクト推進事業の増額や水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額等でございます。

また、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

次に、第12号議案のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額2,400万円の減額補正をお願いしております。これは、チッソ株式

会社から県への返済額が当初見込みより増加したことに伴うものでございます。

これらにより、一般会計と特別会計を合わせた環境生活部の補正額は、3億7,900万円余の減額となります。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○松岡環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、公害対策費でございますが、環境政策課の職員給与として、1,790万円余の増額補正を計上しております。

職員給与の当初予算につきましては、前年度、令和元年度に在籍しておりました職員の給与を基に積算をしておりますので、今年度勤務する職員の給与に合わせて補正をお願いするものでございます。

職員給与費につきましては、各課の予算も同様ですので、恐縮ですが、各課長からの説明は省略させていただきます。

2の公害対策促進費は、事務費の節減等により68万円余の減となっております。

3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業についてですが、これは、県立施設などにあります水銀を含む製品を回収する事業が今年度の新型コロナの感染防止の観点から来年度に延期するなど、事業計画の変更を余儀なくされたことにより、636万円余の減額をお願いするものであります。

以上、環境政策課の一般会計補正予算は、合計1,086万円余の増額となります。

続きまして、3ページをお願いいたしま

す。

チッソ株式会社への貸付けに係る特別会計でございます。

3段ございますが、上段は、チッソに対する貸付金の元金、中段は、利子となりますが、チッソの令和元年度決算額の確定に伴いまして、返済額が確定いたしましたので、財源更正を行うものでございます。

チッソからの返済額につきましては、例年11月にチッソが公表いたします上期決算時の年間の業績予想を基に次年度の予算編成を行っておりますが、昨年5月に決算額が確定しましたので、今議会で補正をお願いするものであります。

下段、3段目の特別貸付金は、平成12年の閣議了解に基づきまして、チッソの返済不足額の一部を特別県債を発行しまして貸し付けるものでございます。こちらについても、決算額の確定に伴いまして、貸付金の減額を行うものです。

以上により、特別会計は、2,400万円の減額となります。

環境政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

2段目、公害保健費でございますが、3億6,900万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業でございますが、これは、水俣病発生地域の市や町が行います情報発信の支援等に要する経費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で啓発事業が中止となったこと等に伴う事業費の減でございます。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございますが、これは、水俣病発生地域の市や町が行います慰霊やもやい直しの取組への支援に要する経費でございますが、同じく、新型コロナウイルス感染症の影響で水俣病犠牲者慰霊式の中止等がなされたことによる事業費の減でございます。

次の2は、水俣病患者保健福祉事業費の財源更正でございますが、これは、認定患者への保健指導事業に対する環境再生保全機構からの納付金が、財源内訳欄のその他の欄にありますとおり、199万円余不足する見込みとなりましたため、財源更正を行うものでございます。

次の3の水俣病総合対策事業費の減額でございますが、これは、主に胎児性・小児性水俣病患者が年度の途中で入院や入所されたことにより、日常生活支援に必要な所要額が予算を下回りましたほか、水俣病被害者の方々の療養費、医療費の実績額が予算額を下回る見込みによるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務で、水俣病審査課の分も含め、6,700万円余をお願いしております。

これは、健診や相談窓口といった委託業務につきましては、年度当初から実施する必要がございますので、今年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

下の段、公害保健費でございますが、4,500万円余の減額補正をお願いするものでございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

公害被害者救済対策費のうち、主なものを御説明いたします。

(2)の水俣病認定検診費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、検診等の実施を一時見合わせたことなどに伴う所要見込額の減によるものでございます。

(3)の争訟対策費につきましては、こちらも新型コロナウイルスの影響により、訴訟期日の延期や出廷人数が制限されたことなどに伴う旅費等の所要見込額の減によるものでございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

2段目の計画調査費ですが、422万円余の減額をお願いしております。

これは、右側の説明欄1、熊本地域地下水保全協働推進事業におきまして、熊本地域地下水財団が一部事業を中止したことによる運営負担金の減額によるものでございます。また、2の「水の国くまもと」推進事業におきまして、高校生フォーラムの開催を延期したことによる減額でございます。両方とも、新型コロナウイルス感染拡大防止によるものでございます。

3段目の公害対策費でございますが、246万円余の減額をお願いしております。

主な理由としましては、説明欄2のくまもとらしいエコライフ普及促進事業におきまして、東京オリンピックが延期になったことによりまして、本県での聖火リレーの際の軽油の代替燃料でございますBDFを普及啓発する事業を延期したものでございます。

4段目の工業用水道事業会計等繰出金でございますが、342万円余の減額をお願いしております。これは、企業局の企業債支払い利

息、元金、償還金の額が予算を下回ったことによる減額でございます。

以上、環境立県推進課では、合計432万円の減額をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

上から2段目、公害規制費でございますが、562万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記載しております。

公害監視調査費のうち、(1)の大気汚染監視調査事業につきましては、本年度は、全国大気汚染防止連絡協議会を本県で開催することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、開催を来年度に延期したことから、所要見込額の減額を行うものでございます。

また、(2)の航空機騒音常時監視調査機器整備事業につきましては、熊本空港周辺7か所で航空機騒音の常時監視を実施しており、その騒音調査に用いる機器の更新を行う事業でございます。

熊本国際空港株式会社による補助制度に対して、2機の更新を申請していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により1機分しか補助が認められなかったことから、所要見込額の減額を行うものでございます。

続いて、3段目の環境整備費でございますが、1,655万円余の減額補正をお願いしております。これは、市町村等が実施する水道施設整備事業の国庫補助につきまして、補助対象事業費が減少したため、所要見込額の減額を行うものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、大気汚染監視業務の令和3年度に実施する業務につきま

して、限度額109万円の設定をお願いするものでございます。これは、大気汚染物質の分析を行うに当たり、県保健環境科学研究所では分析できない項目を民間委託するものでございます。4月から年間を通じて行う調査でございますので、契約事務等を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料、10ページをお願いします。

1段目の鳥獣保護費でございますが、1,200万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

2、鳥獣保護対策事業費の指定管理鳥獣捕獲等事業の350万円余につきましては、入札残などによる所要見込額の減でございます。

次に、2段目の自然保護費でございます。570万円余の減額補正をお願いしております。

右側説明欄の2、自然環境保全対策事業費の生物多様性くまもと戦略策定事業は、基礎となる国の生物多様性戦略策定が新型コロナウイルス感染症の影響による延期のため、本県の戦略策定も延期することになったことに伴います関係費用の減でございます。

3段目、観光費でございます。1億3,800万円余の増額補正をお願いしております。

2、観光施設整備事業費、(1)自然公園利用事業は、阿蘇山の草千里などの駐車場が新型コロナの影響で収入が減ったため、その右側のその他に記載しております380万円余の特定財源が不足する見込みとなったため、財源更正を行うものでございます。

(2)国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、補助事業の一部取下げ

に伴う費用の減と減収補填債の活用に伴いまして財源更正を行うものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

(3) 国立公園満喫プロジェクト推進事業は、国庫内示減に伴う費用の減と減収補填債の活用に伴いまして財源更正を行うものでございます。

(4) 国立公園満喫プロジェクト推進事業(R2 経済対策分)は、国の3次補正に伴いまして、阿蘇山上の避難施設整備等に要する経費でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

鳥獣保護センター管理運営事業費で420万円余の繰越しをお願いしております。これは、鳥獣保護センターの補修実施に当たりまして、原因の特定や補修計画の策定に時間を要したことによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業(R2 経済対策分)で1億8,500万円余の追加設定をお願いしております。これは、先ほど11ページで御説明しました国の3次補正への対応に伴うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費につきまして、1,289万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきまして、右側の説明欄をお願いいたします。

1、一般廃棄物等対策費で400万円余の増額をお願いしておりますが、これは、市町村からの派遣職員人件費の負担金でございます。

次に、2、産業廃棄物対策費で2,707万円

余の減額をお願いしております。これは、リサイクル製品等利用促進事業につきまして、事業者等からの補助申請等が少なく、所要見込額の減となったものでございます。

次に、3、産業廃棄物等特別対策事業費で235万円余の減額をお願いしております。これは、(1)で、最終処分場の周辺地域におきます環境整備事業につきまして、1市町村で事業実施ができなかったもの。また、(2)は、新型コロナの影響で会議や勉強会が実施できず、いずれも所要見込額の減となったものでございます。

次に、4、産業廃棄物税基金積立金で958万円余の増額をお願いしております。これは、前年度分の基金充当事業の決算残額を積み立てるものでございます。

次に、15ページ、右側の説明欄をお願いいたします。

5、国庫支出金返納金として、293万円余の増額をお願いしております。これは、令和元年度に実施しました海岸漂着物等対策推進事業の交付額が確定し、執行残額を国に返納するものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の産業廃棄物適正処理対策業務につきましては、廃棄物処理関係の専門知識を有する弁護士との顧問契約に要する経費でございます。

2段目のエコアくまもと環境教育推進事業につきましては、エコアくまもとにおける環境教育の業務委託に要する経費でございます。

循環社会推進課、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、17万円余の減

額補正をお願いしております。これは、社会参加活動推進費のうち、犯罪被害者等支援推進事業における国庫委託額の確定に伴う減額でございます。

次に、中段の青少年育成費でございますが、580万円余の減額補正をお願いしております。

青少年育成費のうち、グローバルジュニアドリーム事業、これは、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございますが、新型コロナウイルス感染拡大により事業を中止せざるを得なくなったことに伴う減額でございます。

次に、最下段の農業総務費でございますが、206万円余の減額補正をお願いしております。これは、地域食品振興対策費のうち、食品の残留農薬等の検査に使用する検査機器のリース料などの入札残に伴う減額でございます。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加が1件ございます。

性暴力被害者サポートセンター運営業務は、性暴力被害に遭われた方々からの相談等に対応するもので、公益社団法人くまもと被害者支援センターに委託をしております。年度替わりでも切れ目なく相談支援を実施することができるように、2,277万円余の債務負担行為をお願いしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

消費者行政推進費で58万円余の増額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

2、消費者行政推進費は、県及び市町村の消費者行政の推進に要する経費でございます

が、市町村への補助金等の所要見込額の減により、299万円余の減額をお願いしております。

3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談、啓発に要する経費でございますが、消費生活相談員の人件費等の所要見込額の減により、291万円余の減額をお願いしております。

続きまして、資料の20ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業は、県消費生活センターへの法律専門家による法的助言等の業務委託でございます。

下段の消費者生活再生総合支援事業は、多重債務者など生活再生の支援が必要な方々に対しまして、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行う業務を委託するものでございます。

いずれの事業も、4月当初から対応できるよう、債務負担行為の追加をお願いするものです。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

説明資料、21ページをお願いいたします。

2段目、社会福祉総務費の右側説明欄ですが、2、社会福祉諸費のコロナ対策分、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業費として、884万円の減額をお願いしております。

コロナ禍に伴うパレアの指定管理者の収入減少分として、今回、令和3年1月から3月の減少見込み分569万1,000円の支援をお願いしています。

これと同時に、9月補正で増額いただいたパレア空調機器の前倒し更新分約1億360万円につきまして、一括更新のスケールメリットにより生じた入札残1,453万1,000円の減額

分と相殺した結果、884万円の減額となるものです。

なお、説明欄の左、財源内訳の地方債300万円は、パレアの補修事業費の一部を一般財源から更正しています。

また、説明欄3の男女共同参画推進事業につきましては、くまもとの女性活躍推進事業において、市町村交付金が国から市町村への直接交付に改正されたこと、また、コロナ禍のためイベント開催を来年度に見送ったことにより、所要見込額の減額をお願いしております。

以上に人件費分を加えまして、課計は、2,542万7,000円の減額補正となります。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

資料、22ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費であります。1,415万円余の減額をお願いしております。

一番右、説明欄をお願いいたします。

2番、人権啓発推進費につきまして、691万円余の減額補正をお願いしております。

内訳としましては、(1)人権施策推進事業、これは、県庁関係各課、市町村等と連携し、人権施策のための協議、連絡調整等を行う経費であり、新型コロナウイルス感染症による委員会、協議会の開催回数の減や中止による所要見込額の減であります。

(2)人権啓発活動市町村委託事業、これは、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費であります。国庫委託額の確定に伴う減であります。

(3)広報・啓発事業、これは、当課が行う人権広報・啓発事業であります。国庫委託額の確定及び所要見込額の減であります。

(4)研修・人材育成事業、これも、当課が行う事業であり、人権に係る研修等に要する

経費であります。新型コロナウイルス感染症による研修会、講演会の中止による所要見込額の減であります。

次に、下の段の社会福祉総務費であります。1,492万円余の増額をお願いしております。

一番右、説明欄をお願いいたします。

2番、地方改善事業費につきまして、78万円余の減額補正をお願いしております。

内訳としましては、(1)地方改善事業費、これは、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費であります。

(2)人権問題連携調整費、これは、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費であります。

(1)、(2)とも、所要見込額の減であります。

資料、23ページをお願いいたします。

320万円の債務負担行為をお願いしております。これは、人権啓発業務、具体的には、熊本ヴォルターズと連携、協力した人権啓発のための業務委託であり、年度当初から実施するために債務負担行為をお願いするものであります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 すみません、ちょっと全体的な話なんですけれども、例年この2月定例会では、減額補正というのがままあります。

今回も、当初見込みを下回ったことによる減額等というのがあるんですが、例年と違って、今回のこの定例会での特徴というのが、やっぱりコロナの影響で様々な事業が開催できなかったことによる減額等が出てます。

これは、これまであんまりなかったことなんですけども、ここでちょっと気になるのが、来年以降、コロナ禍がどのような状況になっているのかまだ想像はできないんですが、例えば延期されたイベントであるとか、先ほど、例えば台湾への派遣事業、こういったものは非常にいい事業なんですけども、基本的には、今の状況が収まっていれば、こういう延期になったものであるとか、中止せざるを得なくなったものであるとか、こういったものは例年どおりやるという認識でよろしいんですかね。これは、全体的な事業、どこかの課の事業とかということではなくて。そこだけちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですが。

○緒方勇二委員長 内野委員、各課から聞きますか。

○内野幸喜委員 いや、全体的なことなので、まず。

○藤本環境生活部長 内野委員の御指摘のとおり、今年は、コロナの影響もありまして、本当に思うような事業がなかなか進捗できませんでした。特に、去年の3月、4月、5月、6月ぐらいの最初の緊急事態宣言が出た頃は、非常に、何というんですか、コロナ自体の恐怖感も強くて、本当に全くその事業をしなかったという時期もありました。その分、コロナに大分注力して応援も出しましたけれども、人員も出しましたけれども、今第3波が来て、やや収まりつつありますけれども、何となく4月、5月に比べたら事業を大分やれるような、何というんですか、コロナ

の恐怖感なり、その防御の仕方も大体分かってきたので、縮小なりしながらやってきたというのが実情でございます。

来年度につきましては、ワクチンの問題もありますけれども、基本的には、後議で御説明申し上げますけれども、やるべき事業はきちっとやるということで予算も計上してますし、ぜひ、何といいますか、新しい復興の問題もありますし、知事の4期目の政策もありますので、それに向けてしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 そうですね。例年やっていたものについては、開催できる、その状況によっていろいろ回避してあると思うんですが、できる限りそういったものはやってほしいなというふうに思います。

それから、さっき話があった台湾への派遣事業、これは、当面ちょっとなかなか難しいのかもしれないですけども、そういった事業が延期になって、ついには中止ということにならないように、もし落ち着いた頃にはまた再開できるような形は残しておいてほしいなというふうに思います。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 私も内野委員と関連なんですけれども、どこの課というわけじゃないんですけども、特に21ページで、男女共同参画の推進事業でイベント開催の延期というのがありましたよね。例えば、先ほどのお話の中で、同じ形で、やっぱりどうしてもここ1年はコロナの影響でできませんでした。

例えば、リモートを使ってやるだとか、遠隔で何か工夫をして開催するとか、そういうのはまだ、そこまでは発想の転換は難しかったですかね。特に、男女共同参画で、代表してお聞きしようかなと思いますけれども。

○木村男女参画・協働推進課長 御指摘の点につきましてですが、一応、今、来年度に見送った女性活躍サミット、女性の交流促進事業というのをやっております、交流促進ということもあって、対面でのイベントをもともと想定していたところでございます。

それと、今回この事業を来年度に見送った事情につきましては、県庁全体としてコロナ禍と7月豪雨の対応に全力を注ぐということで、当課からも人員を派遣しておりました。その関係で、正直なところ、イベント開催に割く人員がちょっと不足していたという、この2つの理由から来年度に見送らせていただいたものです。

既に、来年度に向けて、これは、どちらかという民間が中心でやっていただきたい事業となるものですから、民間の方たちと会議などをさせていただいております。その中には、オンラインとの併用ということを検討していきましょうということで今検討しておりますところでございます、先ほど部長が申しましたやるべき事業というふうに整理しておりますので、そこについては、いろんな方法を検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

先ほどの海外は、物理的にやはり移動は制限されてしかるべきだと思うんですけども、例えばイベントだとかいろんな催し事というのは、もういろいろあってますけれども、工夫をして、今までの発想にとらわれない形でできることもあるんじゃないかと思っております。

我々も、予算の勉強会なんかも、東京ともリモートでつないで、かえってこっちのほうがやりやすいじゃないかみたいなこともありますし、今まで一切考えられなかったようなことがこのコロナ禍の中で起こることもあり

得ると思いますので、特に先ほどの女性活躍の推進、こういったイベントは何らかの形でつながりは持っていただきたいなという思いがあったものですから、代表してお聞きしたんですけれども、ぜひそこは工夫をやっていただきたいと思います。要望です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○内野幸喜委員 すみません、これは部長の総括説明の中にも載っていたので、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、国立公園満喫プロジェクト、これは、3次補正でということになっています。これは、ハード整備の部分ですよね。以前から私はいつもお尋ねしていたんですけども、ほかの課との連携というか、やっぱりいろいろな施設を整備して、あと来ていただくという、これはどちらかという、自然保護課というのはなかなかそういうことを今までやってなかったと思いますので、これは、まさに商工関係なんかがそういったことをずっとやっていると思うんですが、その連携というのは今どんな形でやっているのか、お聞かせいただければなと思います。

○前田自然保護課長 今回計上させていただいている予算は、阿蘇山上の元ロープウエーがあったところに避難施設を造るもの、休憩施設を造るものがございます、当然それを進めるに当たっては、観光戦略部と連携しながら、意見交換をしながら進めてまいりますし、地元の阿蘇市とも意見交換をしながら進めているところでございます。

○内野幸喜委員 ありがとうございます。

今自然保護課のほうでは、そのハードの施設整備のほうを国の補正予算をいただいてやるということですが、最終的な絵とい

うか、何かどんな感じを目指してるのかというのをお聞かせいただければなと思うんですが。

○前田自然保護課長 満喫プロジェクトにおきましては、最終的な目標というのは、インバウンドの海外誘客数を140万人に持っていくというものでございました。

ただ、新型コロナウイルスの影響でなかなか難しくございまして、また、来年度から新しい満喫プロジェクトというのが始まる予定でございますけれども、その中では、国内誘客数も増やしていく、ワーケーション等々の推進もやっていくというところで、そういったところにつきましても観光戦略部と意見交換しながら進めているところでございます。

○内野幸喜委員 当初は、インバウンドだったわけですよね。この状況の中ではなかなかそれが厳しいということで、国内、ワーケーションとあって、それも一つの戦略だと思います。さっきも言ったように、やっぱり商工とか、あと地元自治体とかとの連携というのは必要だと思いますので、しっかりとこれからもやっていってほしいなというふうに思います。

もう1点だけですけれども、すみません、これは循環社会推進課の、これは状況だけお聞かせいただきたいんですけども、エコアのところ、環境教育の委託の、これは債務負担行為の分がありましたけれども、今状況ってどんな感じですかね。環境教育はどれぐらいを受け入れているのかというのを、ちょっと数字だけ教えていただければなと思うんですが。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

環境学習につきましては、例年500から700

程度の受入れだったんですが、今年度につきましては、約200ぐらいの——やはり大分少のうございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 今年はい少ないと思います。ただ、非常にいい施設なんです。私は地元なんで、実は学生のインターンシップとか受け入れたときは、行って研修をさせてもらってました、毎回ですね。行ったら、こういう施設があるんだということを初めて知りましたということで、非常に周りもいろんな設備も整っていますので、見学ルートとかもですね。非常にやっぱり、これは、もう少し、学校での教育だけじゃなくて、いろんな地域の人にもぜひ来てもらうような取組もやってほしいなというふうに思います。

実は、地元の老人会の人たちも、あそこで——これは結果として中止になったんですけども、花見に行こうじゃないとか、桜も植樹されているので、やっぱり地域の人にも親しまれる施設になるためにも、学校だけではなくて、地域の方にも積極的にPRしてもらって、来てもらうような取組もやってほしいなというふうに思います。これは、要望で。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

再開は、40分。

午前10時35分休憩

午前10時39分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います、

質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、関係課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 おはようございます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢や新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害への対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢については、2月4日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「県内の景気は、厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しつつある。先行きについては、新型コロナウイルス感染症の趨勢が県内金融経済に与える影響を注視していく必要がある。」とされております。

本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、12月3日から、集中対策期間として、感染流行地域への移動自粛等を要請し、さらに12月30日からは、熊本市中心部の酒類を提供する飲食店等に対し、営業時間短縮を要請しました。その後、1月14日には、県独自の緊急事態宣言を発令し、全県域での飲食店の営業時間短縮要請等を行ってきましたが、県民の皆様の御理解、御協力により新規感染者が大幅に減少するなど、2月18日をもって解除することができました。事業者の皆様に変な御負担をおかけしましたが、改めて感謝申し上げます。

県では、これまで厳しい営業時間短縮の要請に御協力いただいた飲食店の皆様には、合計で4回時短要請ありましたが、その合計で最大200万円の協力金をお支払いいたします。

また、県内の中小事業者等の事業継続、再出発を応援するため、飲食店の時短営業等により売上げが激減した関連事業者の皆様への支援金の創設や実質無利子無担保の新型コロナ対応資金融資の限度額の引上げの実施、また、コロナ禍の環境変化に応じた業態転換に対する補助事業を創設するなど、新たな支援パッケージを準備しており、今議会でも予算計上をお願いするところでございます。

県としましては、引き続き、経済界をはじめ、関係者から御意見を伺いながら、フェーズに応じた必要な対策に全力で取り組んでまいります。

次に、7月豪雨災害への対応についてです。

被災した中小企業者等の復旧支援として、8月31日から受付を開始しましたなりわい再建支援補助金では、これまでに延べ約3,000件の相談に対応し、2月15日までの第6次公募期間で312件の申請を受け付けています。

また、被災した商店街等の復旧を支援する商店街災害復旧等事業では、これまで3者に対し、合計で1,100万円余の交付決定を行いました。

引き続き、商工団体などと連携を密にして、きめ細やかな相談対応等を行い、被災された事業者の皆様へ寄り添った支援を行ってまいります。

それでは、商工労働部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和2年度2月補正予算は、冊子が別冊も含めて2つに分かれておりますが、その合計額で申し上げますと、総額で18億9,300万円余の増額をお願いしております。内訳は、一般会計で20億8,900万円余の増、中小企業振興資金特別会計で1億9,600万円余の減でございます。補正後の予算総額は、1,654億3,800万円余でございます。

主なものとして、一般会計では、新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立金に

要する経費の増や事業継続支援金事業の所要見込額の減などがございます。加えて、別冊でございますが、事業継続・再開支援一時金事業の所要額として、21億3,000万円余の増となっております。

特別会計では、中小企業振興資金特別会計の所要見込額の減によるものでございます。

来年度への繰越しと委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

また、12月から2月にかけての4回の専決処分と権利の放棄について御報告させていただきます。

次に、条例等議案ですが、予算議案と併せて、熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の制定について御審議をお願いしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

予算説明資料の25ページをお開きください。

時間限られておりますので、主だったところを中心に説明させていただきたいと思っております。

25ページ、右側の説明欄の2箱目の2番、商業指導費を御確認ください。

33億円の減額をお願いしております。

中身としましては、休業要請協力金・事業継続支援金事業ということで、昨年、全国で行われた緊急事態宣言時に打ち出させていただきました10万円の休業要請協力金、法人20万円、個人10万円の事業継続支援金、こち

ら、当初緊急事態宣言直後、感染拡大による県経済の影響を見極めることができない中、制度を創設する必要があったため、万全の備えとなるよう所要の額を計上したものですけれども、申請は、事業継続支援金も2月15日をもって締め切っております、大体の見込みで申し上げますと、休業要請協力金に関しては5億円程度、事業継続支援金に関しましては、今のところまだ見込みですけれども、2.5億円程度という必要額であったものですから、残額の減額をお願いしているものでございます。

また、その他、職員給与費など、昨年度ベースで所要額を当初計上したため、現行のメンバーに引き直したりした結果、減額、増額というものが発生しております。

続きまして、54ページをお開きください。

専決処分の報告及び承認のお願いに当たっての御説明でございます。

昨年末から計4回専決をさせていただきました。

1つ目、54ページ、説明欄のほうを見ていただきたいんですけども、12月29日に専決をした18億9,000万円余の時短要請協力金の経費でございます。12月30日から1月11日まで、1日4万円で13日間、52万円、1事業者当たり。この分について、予算を専決させていただきました。

続きまして、55ページを御覧ください。

こちらは、1月11日に専決した18億8,000万円余の協力金の事業費でございます。こちらも、熊本市中心部に対して、13日間、1事業者当たり計52万円の予算を計上させていただきました。

続きまして、56ページを御確認ください。

これが1月15日に専決させていただきました分でございます。

この段で、緊急事態宣言を県独自で発令するというので、時短要請の範囲を熊本市中心部から県全域に、また、酒類を提供する飲

食店から飲食店全般に拡大しました。これに伴いまして、当初24日まで継続する予定であった中心部の時短要請を、17日までに前倒しするとともに、18日から県全域で2月7日までやるというその差引きを予算上計上しまして、133億円余の事業費の専決をさせていただきました。

最後に、57ページを御確認ください。

こちらが2月5日に専決したものでございます。2月8日から21日、緊急事態宣言の延長に伴い、14日間、56万円の協力金ということをお願いさせていただきました。

実際には、緊急事態宣言は前倒して17日に解除となりましたけれども、これは、2月8日から17日ではなく、2月8日から21日までの予算として専決させていただきました。

今後、財政当局と相談しながら、予算執行、見積り、無駄がないように執行を進めていきたいと思っております。

以上になります。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料は、お戻りいただきまして、27ページをお願いいたします。

まず、補正予算につきまして、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計についてでございます。

27ページは、商業総務費につきまして、8,800万円余の減額補正でございます。

右側説明欄1の商業指導費、(2)商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業につきましては、今年度の執行残として7,200万円を減ずるとともに、次年度に向けた事業を進めるため、1,000万円を予算化することとしております。差引き6,200万円の減額を行うものでございます。

2の国庫支出金返納金は、グループ補助金につきまして、財産処分に伴い国庫返納に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

中小企業振興費として、47億400万円余の増額補正でございます。

説明欄2の金融対策費の(2)新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立金として、43億9,300万円余でございます。これは、事業者の資金繰り支援として行っております保証料補助等につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積み立てるものでございます。農林水産部対応分も合わせて積み立てることとしております。

基金条例の創設につきましては、後ほど御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

上段、一番上の説明欄の(3)中小企業者業態転換等支援事業として、1億5,900万円余でございます。8月補正で実施しました事業につきまして、さらに支援を進めるために今回お願いするものでございます。

中段、商工施設災害復旧費で1,200万円余の減額補正でございます。

説明欄の(1)が熊本地震関連、(2)が7月豪雨関連でございます。本年度の委託事業の執行状況を踏まえまして減額を行います。

(2)につきましては、なりわい再建支援事業におきまして、国の第3次補正で措置がなされました事業者が借入れを行う際の利子の助成、これにつきまして予算化をさせていただきます。5,100万円余となります。減額補正と差引きしますと、1,800万円余としております。

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

上段の元金、中段の利子、これにつきましては、償還があったもののうち、中小企業基盤整備機構への償還分でございます。

下段の一般会計繰出金については、県分を一般会計に繰り出すものでございます。

減額の主な理由としましては、新型コロナ

ウイルス感染症への対応として、中小企業基盤整備機構の通知に基づき償還猶予を行った事例がございますので、その分収入が減ったというのが主な理由でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

商工費で1億9,400万円余の設定をお願いしております。

事項欄にあります1つ目の商店街の事業、それから2つ目の業態転換の事業につきましては、今回の補正に伴い、繰越しをお願いするものでございます。

3つ目の経営改善推進事業につきましては、商工団体が事業者へ専門家を派遣する場合に要する経費の支援としまして、8月補正で計上させていただいております。その一部につきまして、繰越しをお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、32ページをお願いいたします。

災害復旧費で5,100万円余の設定でございます。こちらは、先ほどの第3次補正に伴って予算化をいたしますなりわい再建支援事業の利子助成に係る繰越しでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段は、熊本地震被災事業者支援のためのサポートオフィス運営等の業務の委託、中段につきましては、なりわい再建支援補助金に係る受付センターや相談対応業務の委託につきまして、年度当初から実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、下段につきましては、なりわい再建支援の利子助成につきまして、3年間行うことに伴い設定するものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為の変更でございます。

昨年5月から運用しております全国統一の新型コロナウイルス感染症対応資金の利子助成につきまして、資金の借入期限の延長、それから利子助成時期の変更に伴い、期間を変更するものでございます。

少し飛びまして、58ページをお願いいたします。

第24号議案、熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の制定についてでございます。

60ページの概要で説明をさせていただきます。

条例制定の趣旨としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するための基金を設置するものでございます。農林水産部で対応する農林漁業者に対する支援分も含めた基金となります。

条例の内容としましては、基金の設置や運営、処分などに関して必要な事項を定めるもので、施行日は公布の日でございます。

なお、基金の設置期限につきましては、地方創生臨時交付金の国の通知を踏まえまして、令和8年3月31日までとしております。

次に、61ページをお願いいたします。

報告でございます。

報告第3号としまして、熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告でございます。

これまでも報告をさせていただいているものではございますが、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第3条に基づきまして、事業再生に資する計画が策定された場合に行う権利の放棄をした案件を、第4条の規定に基づき報告するものでございます。

次の62ページをお願いいたします。

今回の放棄案件は、1件でございます。

放棄した日は、令和3年1月19日でございます。

ます。

理由の欄にありますとおり、事案につきましては、株式会社地域経済活性化支援機構、通称REVICと呼んでおりますが、REVICの支援決定に基づきまして、全債権者の合意の下で債務不履行となった事業者の再チャレンジを支援するというものでございます。

なお、県の放棄額としましては、59万4,742円となっております。

次の63ページに、制度の詳細をつけております。

次に、恐れ入りますが、別冊、令和2年度2月補正予算関係の資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

補正予算としまして、中小企業振興費で21億3,000万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄のとおり、事業継続・再開支援一時金事業として、県独自の緊急事態宣言による飲食店の時短営業等により甚大な影響を受けた中小事業者等への一時金による支援に要する経費でございます。

時短要請の飲食店と取引がある事業者などにつきまして、本年の1月または2月の売上げが50%以上著しく減少している場合に、法人40万円、個人20万円を上限に支給をするものでございます。

予算の議決をいただいた上で、来週からでも申請受付ができるように準備をしまいたいと考えております。しっかりと周知をし、活用していただくよう努めてまいります。

次に、3ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

3月から申請受付を行うことに伴いまして、繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

先ほどの元の説明資料の35ページをお願いいたします。

各補正のうち、主な内容について御説明いたします。

上段の労政総務費について、4,660万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、労政諸費の若者の県内就労促進企業支援事業については、県内企業への若者の就職促進において、特に工業高校生などを中心に企業などが実施するインターンシップの受入れや社員寮の整備に対する助成です。新型コロナウイルス感染症の影響により、申請数が当初の見込みより少なかったことに伴う減額を行っております。

次に、下段の職業訓練総務費について、3,359万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、認定訓練事業費については、認定職業訓練校が行う在職者の訓練経費の一部を助成する事業です。訓練科や訓練生の受講数が当初の見込みより少なかったことに伴う減額が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費について、2億7,321万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、職業能力開発事業費の(4)離職者訓練事業において、実際の受講者数が計画数を下回ったことに伴い、全額国庫受託事業により実施している訓練事業費の減額を行っております。

次に、37ページをお願いいたします。

失業対策総務費について、1億7,471万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の(3)新型コロナ対応再就職支援プログラムですが、これは、新型コロナの影響により離職を余儀なくされた方の再就職を促

進するため、委託事業者において、失業者等を雇用し、就業に必要な研修を実施した後、県内の特に人手不足分野の企業等へ派遣し、雇用につなげるための経費でございます。

38ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

失業対策費で4億9,909万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

事項欄の1つ目、新型コロナ対応再就職支援プログラムについては、先ほど御説明しました人手不足分野への雇用につなげるための事業の経費です。新型コロナ対策事業として、来年度に、引き続き事業を実施するため、繰越設定をお願いするものでございます。

2つ目の新型コロナ対応雇用維持奨励金は、国の雇用調整助成金などを活用し、雇用維持に取り組んでおられる県内事業主の方へ10万円の奨励金を支給する経費でございます。同助成金の特例措置が4月末まで延長されたことに伴い、奨励金の申請受付も延長するため、繰越設定をお願いするものでございます。

39ページをお願いいたします。

職業訓練費で328万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。これは、技術短期大学のオンライン訓練体制整備として、無線LANの整備に係る経費です。来年度にわたり事業を実施するため、繰越設定をお願いするものでございます。

40ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を、次のページも含めて、6事業お願いしております。いずれも、4月の年度初めから各種相談などの事業を行うための委託契約を今年度内に行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

まず、上段の離職者訓練等委託業務は、令

和3年度、4年度の2年課程の職業訓練及び訓練後の令和5年度に行う定着支援事業について、追加の委託契約を結ぶ必要があることから、変更をお願いするものでございます。

次に、下段の就職氷河期世代活躍促進事業は、令和2年11月補正で設定した就職氷河期世代の長期無業者などを対象に、相談やスキルアップの機会をオンラインで提供するための債務負担行為の設定に加えて、4月から若者サポートステーションが実施する心理カウンセリングや各種講座に関する業務委託契約を追加で結ぶため、変更をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

まず、令和2年度2月補正予算について御説明します。

2月補正予算資料、43ページをお願いいたします。

表3段目の工鉦業振興費です。3億785万円余の減額をお願いしております。

主なものを御説明します。

(2)地場企業立地促進費補助については、地場企業の設備投資及び雇用等に対して助成を行うものですが、本年度中に交付予定であった企業が交付要件を満たすことができなくなったこと等により、補助金額が確定したことにより3億346万円余を減額するものでございます。

次に、(4)サプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業については、県外大手メーカーへの提案型展示商談会を開催するグループや団体への助成に要する経費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業未実施分40万円を減額することとする一方、令和3年度も引き続き本事業を実施していくため、180万円を前倒し要求し、繰り越して実

施することで、結果140万円を増額するものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

産業技術センター費でございます。1億389万円の減額をお願いしております。

主なものを御説明します。

3、試験研究費につきましては、新規外部資金活用事業は、国の補助金等を財源に試験研究を行うものですが、国の補助事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、1億241万円余を減額するものでございます。

次に、表2段目の新事業創出促進費です。172万円余の減額をお願いしております。

これは、ワサモンのまちづくり推進事業で実施予定であったビジネスコンテストが新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となり、所要見込額が減少したことから、172万円余を減額するものでございます。

以上、産業支援課では、合わせて4億469万円余の減額をお願いしております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加です。

サプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業についてですが、先ほど2月補正予算資料43ページでも御説明しましたとおり、県外大手メーカーへの提案型展示商談会を開催する連携グループへの助成に要する経費で、令和3年度も引き続き本事業を実施していくため、国の経済対策を財源に行うもので、180万円を要求し、結果、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費の追加設定をお願いするものでございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加です。

いずれも年度当初から業務委託を行う必要があり、債務負担行為をお願いするものでござ

います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

2月補正予算説明資料の47ページをお願いいたします。

上段の計画調査費でございます。106万円余の減額をお願いしております。

エネルギー対策費におきまして、(1)の電源立地地域対策交付金事業は、水力発電施設所在市町村に対する国からの交付金や事業の検査、指導等に要する経費でございますが、所要見込額の減として、33万円余の減額補正をお願いしております。

(2)の石油貯蔵施設立地対策等交付金事業は、石油貯蔵施設立地市及び周辺市町村に対する国からの交付金や事業の検査、指導等に要する経費でございますが、所要見込額の減として、72万円余の減額補正をお願いしております。

1つ飛ばしまして、最下段の工鉱業振興費でございます。80万円余の増額をお願いしております。

工業振興費におきまして、(1)の新エネルギー等導入推進事業は、新エネルギーの導入推進のための関係機関や事業者との連絡調整等に要する経費でございますが、所要見込額の減として、44万円余の減額補正をお願いしております。

(2)の蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、県有施設や家庭への蓄電池設置を通して、災害、危機に強い防災拠点づくり等に要する経費でございますが、124万円余の増額補正をお願いしております。これは、9月補正予算により住宅用蓄電池を設置した家庭15件に補助を行っておりますが、今回は、その家庭から蓄電池の効果等に関するデータを収集、分析し、今後の普及につなげる

事業等でございます。

続きまして、48ページをお願いします。

新事業創出促進費のくまもと県民発電所推進事業は、県民発電所事業計画への支援や普及促進等を行う事業でございますが、所要見込額の減として、240万円余の減額をお願いしております。

以上、エネルギー政策課としまして、職員給与費と合わせまして504万円余の減額をお願いするものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加設定をお願いしております。

蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、住宅用蓄電池設置補助及び県立高校への蓄電池設置に要する経費でございます。

これは、先ほど御説明したとおり、9月補正予算により住宅用蓄電池を設置した家庭15件を対象に補助を行いました。今回の2月補正予算において、その蓄電池の効果等に関するデータを収集し、分析等を行う事業について御提案しております。

2月補正成立後の事業開始となり、事業期間が令和3年度にわたるため繰越しを行うものであり、11月補正において設定した繰越明許費に追加して御提案するものでございます。

エネルギー政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料おめくりいただき、50ページをお願いいたします。

上段、中小企業振興費でございますが、1,393万余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

産業支援サービス業等集積促進事業でござ

いますが、この事業は、ITやコールセンター等のサービス産業の誘致を促進するための助成でございますが、補助金の額が確定したことによる減額でございます。

次に、下段の工鉦業総務費でございますが、7億4,832万余の減額でございます。

右の説明欄を御覧ください。

主なものを御説明いたします。

まず、2の(2)企業立地促進補助でございますが、6億8,000万円の減額でございます。当該事業は、製造業等の誘致に係るもので、事業所等の新設、増設による設備投資、新規雇用に対する補助でございます。

今般、補助金の額が確定したこと並びに予定されていた企業の操業開始が令和3年度以降に延期になったこと等による減額でございます。

次に、(3)戦略的ポートセールス推進事業でございますが、1,690万円の減額でございます。当該事業は、熊本港及び八代港のポートセールスの経費でございますが、航路開設等に伴う助成金の額が確定したことに伴う減額でございます。

続きまして、(4)市町村施設整備促進事業でございますが、3,032万円余の減額でございます。これは、市町村が工業団地の整備や学校の廃校等をサテライトオフィスに整備するときに、その一部を補助するものでございますが、市町村の事業計画の見直し等に伴いまして、補助額が減少したことによるものでございます。

51ページをお願いいたします。

最下段、合計の欄でございますが、企業立地課としましては、合計7億6,517万円余の減額でございます。

次に、52ページをお開きください。

債務負担行為として、企業立地促進費補助をお願いしております。これは、補助金交付額が多額のものにつきましては、補助金を分割して交付するため、債務負担行為を設定し

ております。このたび、企業の設備投資額の増加等に伴い見直しが必要になりましたので、限度額の増額変更をお願いするものでございます。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部関係議案の概要について御説明申し上げます。

今回御提案しております議案等は、予算関係が1件、条例等関係が1件でございます。

まず、予算関係について、資料64ページでございます。

令和2年度2月補正予算は、総額で3億9,500万円余の減額をお願いしております。

主な減額理由は、昨年度で廃部となりました国際スポーツ大会推進部の職員給の減になります。

次に、今回御提案しております主な新規事業について御説明申し上げます。

県では、2月18日に独自の緊急事態宣言を解除いたしました。が、まだ僅かでございますが、新規感染者が発生している状況であり、感染収束とは言えない状況でございます。

そのような状況下におきまして、感染防止対策の支援も行いながら、新型コロナウイルスや令和2年7月豪雨の影響を大きく受けた観光・物産関連事業者を下支えします需要喚起策などに取り組んでまいります。

その取組の一環として、今回、新たに豪雨被災地支援を含めた県内宿泊応援キャンペーン第2弾の実施や豪雨被災地の観光復興に向けた受入れ環境整備支援等に係る経費につい

て、増額計上しております。

なお、次年度への繰越し及び来年度の委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

最後に、条例等関係ですが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウンにおきまして選手などを受け入れる際の新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延を防止するための基金設置条例について御審議をお願いしております。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○府高観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

まず、1段目の一般管理費につきましては、昨年10月の組織改編に伴います旧国際課職員給の減額及び観光交流政策課職員給の増額によりまして、合計5,000万円余の増額計上をいたしております。

次に、2段目の諸費につきましては、資料右側の説明欄を御覧いただきたいと思います。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症流行に伴います渡航制限の影響によりまして、これら国際交流関連事業等の実施が制限をされたため、所要見込額に基づきまして、合計4,100万円余の減額をお願いしております。

1ページおめくりいただきまして、66ページです。

農業総務費につきましては、シンガポールに設置しております熊本県アジア事務所派遣職員の家賃等に係る経費につきまして、所要

見込額に基づきまして、120万円の減額をお願いいたしております。

以上、観光交流政策課としては、総額で739万円の増額をお願いいたします。

続きまして、67ページ、債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

まず、1段目の事項につきましては、通訳・翻訳業務に係る委託経費です。

次、2段目、こちらは、熊本県外国人サポートセンターの運営に係る委託経費です。

最後に、3段目、一番下ですけれども、本県の姉妹都市であります台湾・高雄市に常駐いたしております海外交流促進アドバイザー、こちらに係る委託契約でございます。

以上3件、4月1日から業務遂行が必要な事項でございますので、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

観光交流政策課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の68ページをお願いいたします。

2月補正予算のうち、主なものについて御説明させていただきます。

まず、観光費でございますが、右側の説明欄1の職員給与費として、3億6,366万円余の減額を計上させていただいております。

主な減額理由として、昨年度で廃止された国際スポーツ大会推進課の職員給与について、当課に仮置きをしておりましたけれども、職員が配属されたそれぞれの課で増額計上いたしますので、そのための減でございます。

それから2の観光客誘致対策費については、6,352万円の減額を計上しております。

主な理由は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大型イベントの中止やオリンピック・パラリンピックキャンプの延期に伴う所要見込額の減でございます。

また、新規事業として、次のページになりますけれども、69ページの(9)令和2年7月豪雨被災地観光復興事業を提案しております。

これは、被災地が安心して今後の展望を描けるよう、観光客受入れ環境整備や復旧状況に応じたプロモーション、新たな商品開発など、きめ細かな支援を行うものでございます。

めぐりまして、70ページをお願いいたします。

4の観光施設整備事業費については、1,750万円の減額を計上させていただいております。

観光標識整備事業についてですが、今年度予定分の観光標識について、点検、撤去を実施した結果、想定よりも費用が少なく済んだことによる所要額の減でございます。

新規事業として、5の熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金積立金について、7,700万円余を計上しております。これは、東京オリンピック・パラリンピックに参加する国または地域の選手団との交流に際し、感染症対策のための基金を設置する条例の制定に伴う積立金でございます。

条例の制定につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次のページ、71ページをお願いいたします。

繰越明許費として、2億420万円をお願いしております。補正予算で新規事業として提案いたしました令和2年7月豪雨被災地観光復興事業等について、今年度から来年度にかけて事業を実施することから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次のページ、72ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加をお願いしております。九州観光推進機構に派遣している職員の宿舍借り上げに係る経費について、年度当初

からの執行が必要なため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

それから、ちょっと飛びまして、81ページをお願いいたします。

議案第25号、熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、めぐりまして、83ページの条例案の概要にて御説明をさせていただきます。

条例制定の趣旨でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、ホストタウンにおいて選手等を受け入れる際の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に係る基金の設置、運営に関し必要な事項を定めるものです。

条例の内容といたしましては、基金の設置、積立て、管理、運用、処分等について定めさせていただいております。

条例は、公布の日からの施行を予定しております。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

補正予算説明資料の73ページをお願いいたします。

観光費につきまして、829万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費につきましては、昨年10月の組織改編に伴い、観光戦略部観光振興課へ新たに配属された職員の給与費4,900万円余の増額を計上しております。

次に、2、観光客誘致対策費でございます。

(1)の市町村派遣職員人件費負担金は、市町村からの派遣職員の給与について、必要額の増額をお願いするものでございます。

次に、(2)の県内宿泊応援キャンペーン(第2弾)につきましては、令和2年7月豪雨災害被災地への誘客促進などを含めた県内宿泊応援キャンペーンの実施に要する経費でございます。

国のほうで実施されてますG o T o トラベルの再開時期が、現時点では不透明でございます。このような状況の中で、県内の感染状況などを踏まえ、今回の補正予算で御提案しております宿泊キャンペーン予算の一部を活用した本県独自の宿泊キャンペーンを念頭に置いております。

次に、(3)九州新幹線全線開業10周年キャンペーン事業につきましては、今年3月のJ R九州新幹線全線開業10周年に合わせて、J Rなどと連携した誘客P R イベントや情報発信などに要する経費でございます。

次に、(4)のインバウンド誘致推進事業につきましては、欧州、ヨーロッパにおける観光物産博覧会の事業中止に伴い、減額をお願いするものでございます。

次に、(5)国内誘致対策事業につきましては、新型コロナの影響によりイベントなどが中止になったことに伴う所要見込額の減額でございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。

(6)のクルーズ船観光客受入体制強化推進事業は、主に八代港におけるクルーズ船入港に関する観光施設の受入れ意向調査、旅行会社、関係機関との連絡調整に関する事業ですが、委託契約の執行残による減額でございます。

次に、(7)地域観光誘客応援強化事業につきましては、昨年7月から8月に実施しました県内宿泊応援キャンペーン、くまもつと泊まろうキャンペーンですけれども、くまもつと泊まろうキャンペーン及び大分県の総合誘客事業の事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、(8)県民による被災地経済復興促進事業については、7月豪雨災害のボランティア参加者に対して被災地復興応援券を配付することにより、被災地の復旧と併せて経済的な復興を促進するものでございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

以上、合わせまして、補正額(B)欄のとおり、合計820万円余の増額をお願いするものでございます。

続きまして、75ページは、繰越明許費の説明でございます。

先ほど説明しました県内宿泊応援キャンペーン(第2弾)及び九州新幹線全線開業10周年キャンペーン事業につきまして、今年度から来年度にかけて事業を実施することから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

観光振興課は以上になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の76ページをお願いいたします。

1段目、農業総務費でございます。

右側の説明欄、ブランド確立・販路対策費として、755万円余の増額をお願いいたしております。

(2)海外輸出拡大対策事業及び(3)輸出マーケットイン販路開拓事業の2事業につきましては、コロナ禍に対応した農林水産物等の輸出促進のための新しい形でのプロモーションあるいは販路開拓に要する経費でございます。

次に、2段目の商業総務費でございます。

1の職員給与費につきましては、新たに設置された販路拡大ビジネス課の職員給として、5,218万円余をお願いするものでございます。

続きまして、2の貿易振興費及び77ページ、3の物産振興費につきましては、所要見込額の減でございます。

次に、77ページの2段目の工鉦業振興費でございます。

右側説明欄の工業振興費として、4,389万円余の増額をお願いしております。

増額の主な理由につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたグランメッセ熊本の指定管理料の増でございます。

おめくりいただきまして、78ページをお願いいたします。

2段目の観光費及び最終段の商工施設災害復旧費につきましては、いずれも所要見込額の減となっております。

79ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。先ほどコロナ対策分として増額補正の御説明をいたしました2事業につきましては、来年度にわたり繰り越して実施する必要があるため、繰越明許費3,974万円余をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、80ページをお願いいたします。

4月1日から業務遂行が必要な事項について、債務負担行為の設定を3件お願いするものでございます。

まず、1段目の海外展開推進体制整備事業につきましては、県内企業の海外展開支援のため、貿易に関する実務経験などを有する民間人材をアドバイザーとして設置する経費でございます。

2段目の大阪圏県産品販路拡大業務につきましては、大阪圏における県産品の販路拡大やPRのために配置する専門スタッフに係る経費でございます。

最後の物産展示場施設賃借につきましては、熊本県物産館の仮設店舗及び倉庫の賃借に係る経費でございます。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、企業局長から総括

説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

まず、藤本企業局長。

○藤本企業局長 企業局でございます。

今回提案しております議案は、令和2年度熊本県電気事業会計補正予算など予算関係3件、債務負担行為の設定6件でございます。

電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業の補正予算の主な内容は、緑川発電所リニューアル事業の工期延長に伴う執行見込額の減のほか、有明工業用水道に係る設備更新工事の延期や八代工業用水道に係るバイオマス発電所向け配管敷設工事の延期に伴う執行見込額の減、職員給与費の確定等に伴う補正となっております。

そのほか、令和3年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定でございます。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の2月補正予算について御説明いたします。

説明資料の85ページをお願いいたします。

初めに、電気事業会計でございます。

収益的収入のうち、営業収益1,000万円余の減額は、笠振発電所が令和2年7月豪雨により被災し、発電停止となったことに伴う発電電力料の減でございます。

なお、笠振発電所は、現在も復旧に向けて作業中でございます。

営業外収益2万円余の増額は、児童手当及び基礎年金拠出金の確定に伴う一般会計繰入金金の増でございます。

また、収益的支出の1億5,000万円余の増額のうち、職員給与費については、包括外部監査の指摘や年度途中で退職者が発生したことによる退職給付引当金の積立てなどがございます。

また、令和2年7月豪雨災害復旧費により増加した市房ダム管理負担金の増なども計上しております。

86ページをお願いします。

資本的収入の企業債21億9,500万円の減額は、今年度の起債対象事業の見込額の減によるものでございます。

資本的支出の22億5,900万円余の減額は、緑川発電所リニューアル事業の今年度分の執行見込額の減のほか、令和2年7月豪雨による荒瀬ダム関連工事の事業計画見直しによるものなどがございます。

87ページをお願いします。

工業用水道事業でございます。

収益的収入の300万円余の減額は、児童手当等や企業債の償還利息の確定に伴う一般会計繰入金金の減によるものでございます。

収益的支出の2,600万円余の増額は、職員給与費であります。補正理由は、電気事業と同様でございます。

88ページをお願いします。

資本的収入の1,500万円余の減額は、今年度の起債対象事業の執行見込額の減や工事の延期に伴う工事受託金の減などがございます。

資本的支出の1,400万円余の減額は、八代工業用水道におけるバイオマス発電所向け配管工事の延期や有明工業用水道における設備更新工事の延期等によるものでございます。

資料の89ページをお願いします。

有料駐車場事業でございます。

収益的収入の4万円余の減額は、児童手当の確定に伴う一般会計繰入金金の減によるものでございます。

収益的支出の400万円余の増額は、職員給

与費であります。補正理由は、電気事業と同様でございます。

90ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、電気事業であります。発電所設備の保守点検業務委託や事務機器等の賃借、緑川発電所リニューアル事業に係る発電設備の更新など、新年度、4月1日から実施するものについて、今年度中に契約する必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものでございます。

また、緑川発電所リニューアル事業については、令和2年度に見直した工程を踏まえ、令和3、4年度で実施することとしております。

92ページをお願いします。

工業用水道事業会計でも、設備の保守点検業務委託等について、電気事業会計同様、今年度中に契約する必要があるため、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものでございます。

企業局は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

谷口労働委員会事務局長。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案をしております補正予算について御説明いたします。

説明資料の93ページをお願いいたします。

まず、上段の委員会費でございますが、右側の説明欄にありますとおり、本委員会の委員報酬について、225万円余の所要見込み減による減額をお願いするものでございます。

その主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員が参加予定だった幾つかの定例の会議及び県外で開催さ

れる予定だった多くの会議や研修が中止等となったためでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、2,779万円余の増額をお願いするものです。その内訳等につきましては、右側の説明欄にありますとおり、1の職員給与費につきましては、現在の職員配置に応じた所要額2,995万円余の増額となる一方、2の運営費につきましては、主な理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員及び職員が参加する予定だった多くの県外における会議や研修が中止となったため、旅費の見込み減による215万円余の減額となるものでございます。

以上、労働委員会としましては、最下段の2,554万円余の増額補正をお願いし、補正後の予算の総額は、1億390万円余となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 説明資料、54ページからの商工政策課さんの専決についてお尋ねをいたします。

御説明にありましたように、4回専決をしましたということで、これは私も理解を示しますし、支持をさせていただきます。

実際、この協力金の支給というか、申込みが始まっていると思うんですが、その受付の体制整備のことと状況は、今分かる範囲で何かお示しただけですか。

○臼井商工政策課長 商工政策課臼井でございます。

お尋ねのあった協力金の審査体制及び状況についてお答えいたします。

審査体制に関しましては、今JTBさんに委託をしております、そちらのほうに、日々人数の変動等ありますけれども、60人の方々に業務を担っていただいております。加えまして、商工政策課の職員以外に、部内外問わず、恒常的に12名の応援職員を出していただいております。加えて、2月中は、さらに1日12名の臨時的な応援職員を2月だけ集中的に部内から出して、2月のこの第3週、第4週で言えば、80名程度の体制で審査を進めているという状況でございます。

その状況に関しましては、これだけ人数を投入しなければいけない、何としても早く飲食店の皆様に協力金をお支払いしなければいけないということでやっておりますけれども、なかなか飲食店の皆様が思うスピード、今足りないため、このような形で全力投球させていただいておりますので、まだ少し見込みは——いつぐらいまでに全ての事業者の方のものがお支払いできるとか、そういったことがちょっと現時点で見通せる状況にはない。

ただ、しっかりと、例えばですけれども、今熊本市中心部からは1,800件程度、これは、第1回、第2回あるんですけれども、第1回も1,800件、第2回も1,800件ということで、大体1,800人ぐらいの方から申請がある中で、お支払い済みのは、1,300件程度で、加えてあと1週間程度あれば支払えるというレベルでいうと、この1,800人には、3月の下旬、2月28日あるいは3月5日ぐらいまでにはほとんど支払えると。

一方、県全域に広げたため、そこに関してはまだ支払えていない状況ですけれども、ここを今のこの強力な体制で何としても速やか

に支払うというところで頑張っているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

第1回目は、12月30日からですかね。年末年始を、とにかく繁忙期を抑えて営業を自粛していただいているということで、もう支払いも始まっているということで安心をいたしました、特に3回目のこの133億円の専決の予算がついている県内全域のアルコールを伴わない飲食店、これはもう相当な数になるんじゃないかと思えます。

今お示しあったように、まだ支払いが発生していないということで、これはたしか2月8日から申込みがスタートしてるんじゃないかと思えます。私にも数件お問合せをいただいているんですが、これだけ人員を確保すればというのものないと思うんですけれども、相当な思いで今やっていただいていると思いますが、通常の申請をしていただければ支給します、支援しますというのではなくて、皆さん方の営業を抑えていただいて、支払いの予定もあるでしょうし、様々な大変な中御協力いただいている協力金ですので、そこはもう言われなくてもそのとおりでと思うんですけれども、いち早く、早急に対応していただけるようお願いをしたいと思えます。

人員を増やすとか、そういうのは、まだこれから考えられないんですよ。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

そこも含めまして、絶えず見直して、必要であれば追加の人員を投入して頑張りたいと思えます。

○前田憲秀委員 ぜひよろしく願いをいたします。

○内野幸喜委員 ちょっと関連していいです

か。

1日4万円の協力金ということですが、国のほうは6万円だったんです。国のほうは、これは6万円を限度としてということだったので、全ての協力事業者に6万円ということではなかったと思うんです、スキームを見るとですね。県の場合は、4万円を限度ですか、それとも一律4万円定額ですか。そこだけちょっと確認をさせていただければなと思うんですが。

○臼井商工政策課長 商工政策課臼井でございます。

1日4万円を限度。

○内野幸喜委員 限度ということは、場合によっては、3万円のところもあるということですか、2万円とか。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

例で御説明させていただくと、例えば第1回の協力金では、13日間の時短要請のお願いをしましたので、4掛ける13の52万円、これが原則でございます。ただ一方で、すぐには協力いただけなかったとか、1日協力するのに遅れたとかいったときは、1日4万円分引いていくような作業を行うことがあります。

なので、ここまで言うと、1日4万円ということになるんですが、限度と申し上げたのは、場合によっては、営業日が週2日しかないというときに52万円もらうのはいかがなものかというところがございますので、そういったところに関しましては、例えば——すみません、第3回は、最大84万円ということですが、48万円という金額設定もしてまして、そういった意味では、1日4万円をベースに積算し、最終的には、84万円と48万円というコースを設定したということです。

○内野幸喜委員 ということは、営業日数掛ける4万は、定額という認識でいいんですかね。

だから、すみません、先ほども言いましたけれども、国は——実は国会議員の先生とリモートで会議したときに、これはちょっと誤解があるようだけれどもと、6万円を限度ということなので、全ての協力事業者へ6万円日額ということではないんだという話があったんです。これは、国の緊急事態宣言に協力していただいた店舗についての協力金について。県の場合は、定額ということなんですか。そうしたら、定額という認識でいいんですか。そこをちょっと問合せもあるものですから。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

恐らくにはなるんですけれども、国会議員の先生方がおっしゃったのは、国から地方自治体へ、東京都とか福岡県も含めまして、地方自治体への支援額というのが、緊急事態宣言下にあっては6万円を限度。これは、福岡県が例えば4万円で配るという判断をすれば、国は、6万円を限度なので、4万円まで支援しますということでございます。

一方、緊急事態宣言でない本県においては、国は4万円を限度に支援すると。我々は、そのぎりぎり目いっぱいのところの4万円で配ろうということを決めているという状況でございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○島田稔委員 これまた関連なんですけれども、54ページに、営業時間短縮要請協力金事業ということで、営業時間短縮の要請に応じ

た者と書いてあつとです。これは、1月のたしか14日に県独自の事態宣言が出された。

私、荒尾なんです、荒尾市内の飲食店のオーナーの副会頭のところにはばんばん電話がかかってきた、どがんとよかろかと。翌日か何かで専決をされて133億円、これがぱっと流れたら、ぱたっとその電話が来なくなつたと。ちょっと安心されたのかも分かりませんが、いずれにしても1万7,000、県内で飲食店があるというふうに聞いております。

ここの営業時間短縮の要請に応じた者というのは、結局全部回るわけにはいかぬわけで、そこら辺の対応はどがんとされたんですか。ちょっとそこをお聞きしたいなど。

○臼井商工政策課長 商工政策課臼井でございます。

予算の積算上は、県全域で1万7,000店舗、これは、飲食店営業許可の件数でございます。ただし、この中には、これは、飲食店営業許可の仕組み上5年に1回更新をします。更新をしないと、自動的にその許可証が失効するという中で、5年以内に廃業とかした人たちというのもこの1万7,000の中に含まれているわけですから、つまり1万7,000というのは、かなり目いっぱい予算の見込み方をしておりまして、現在のペースでいうと、まず1万件ぐらいかないと思っております、申請件数がですね、県全域で。

これは、全飲食店に配るという話ではなく、応じた方に配るというところで、我々としては、例えば誓約書、応じましたという誓約書を書いたり、もし応じてないにもかかわらず応じたという誓約書を押印して協力金を不正に受け取ったら、それはもう犯罪ですので、我々としては、その誓約書の中にも、返還してもらいますし、場合によっては、同額の違約金を請求することもありますよというようなところで、かなりそういった応じてな

い人が申請しづらい仕組みというのを取っております。

加えまして、熊本市中心部のみならず県全域で、これは、広域本部の職員さんにも御協力いただきまして、週1回、毎週見回りを実施しております。

それで、件数で申し上げますと、かなりの件数ですね。郊外というか、熊本市中心部以外で1,700件、熊本市中心部で700件ということで、2,400件ぐらいの店舗には見回りをしております。こういったところで、かなり応じているという状況も確認しているところではあります。

そういったところで、全飲食店に審査をせずに配るという話ではなく、しっかり審査した上で配っているというところでございます。

○島田稔委員 ちょっと地元のほうで聞いたところ、ある居酒屋には県と市の職員が来られたと。全くその隣には来なかったと。それで、抜き打ちみたいない感じでされてるんですか。隣同士の店舗ですよ。で、うちに来とらんと。うちには来られた。ちょっとそこら辺を聞いています。

○臼井商工政策課長 各地域の回り方に関しては、名簿の作成から含めて——名簿というか、名簿を作成しているかもちょっと分からない状況です。名簿を作成した上で回っているところもあれば、このエリアを回るというような考え方で回っている地域振興局もあると思います。

したがって、その場合は、例えば、その地域の営業許可のリストを、自分で先に名簿を作っておいて回るというようなことをした場合、たまたまその隣の居酒屋さんがリストから抜けていれば、機械的に回るとそこを回らないというようなこともあったかとは思いますが、逆にエリアで回るという判断をさ

れているようなところは、そのような不自然なことにはならなかったと思います。そこは、各地域振興局さんにお任せしたところではあります。

○小早川宗弘委員 すみません、協力金のことについて、関連で。

これは、1日4万円と、対象となる店はということですが、その飲食店の規模とか従業員数とか、あるいはその収益だとか売上高だとか、そういうのによっては、もう全く足りぬというところと、1人で経営されるところは、ずっと休みのほうが良いというふうなところも、結構格差があると思うんですよ。

この第3波の今回のこの協力金というのは、一律4万円と、熊本県の場合はどういうふうな支給でいいと思いますけれども、今後は、やっぱりいろいろ第4波が来たときとか、また、緊急事態宣言あるいは休業要請とかいった場合に、お金がそんなにあるわけでは——まあ国のほうの予算であるかもしれませんが、際限なくあるわけではないというふうに思いますし、やっぱり事業規模とか従業員さんの規模に応じて3段階とか、大中小じゃなかばってん、2、3、4とか、そういったことも、これは事務処理が大変かもしれませんが、そういったこともやっぱり考えていかんといかぬとじゃなかろうかなというふうなことを考えておりますけれども、その辺はどういうふうな感覚、考えを持っているのかというのを教えてください。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

先生おっしゃるとおり、研究を進めてまいりたいと思います。国会のほうで、先般、新型インフルエンザ特別措置法が改正になりましたけれども、そのときの法案の国会側のほうからの附帯決議でも、要請による経営の影

響の度合い等を勘案すべきだという趣旨の附帯決議がなされておりまして、今後の国の動き、こういったものもにらみながら、我々としても問題意識を持って研究を進めていきたいなというふうに思います。

○小早川宗弘委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 商工金融課さんの別冊の2ページなんですけれども、先ほどは飲食店への協力金のお話で、その飲食店へ納品している、その飲食店が休業することによって影響を受けてる企業への支援ということで、中小企業振興指導事業費というお話がありました。

これは、来週からでも、その概要といたしますか、募集を開始とか、何かそういうニュアンスだったんですけれども、そういう感じでしょうか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

先ほど申し上げましたとおり、予算の議決をいただいた上で速やかに対応してまいりたいと思っております。来週には受付等が、申請をいただけるような状態にしていきたいと考えております。

○前田憲秀委員 これまでも何度かお尋ねをしたんですけれども、国が緊急事態宣言をした、九州で言うと福岡あたりには、60万、30万という同じ内容がありますよね。その内容を踏襲するような形で、熊本県もされるイメージですかね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

この一時金事業につきましては、もともと県としまして、国の一時金事業を適用していただくように要請をしましてまいりました。それがかなわないということで、県独自でやるとしてありますが、基本的なスキームとしては、国に合わせてやりたいと思っております。

ただ、今の時点で国の全てが明らかになっているわけではございませんので、今想定し得る範囲内で仕組みをつくって進めていきたいと思っております。

進める中で、若干そういう国のが明らかになってきたときに、微調整なりする必要も出てくるかもしれませんが、現時点ではそのように考えております。

○前田憲秀委員 今おっしゃったように、国もまだ明確にというのがありました。そこが非常に私も悩ましいところで、実は昨日から熊本市が同じように、法人20万、個人10万という協力金をスタートしました。これは、タクシー業者、運転代行とおしぼり、酒類を販売している、いわゆる飲食店に影響し得るある程度限られたところかなという思いがあります。

でも、今回の別冊の2ページにある予算は、国のほうでは、例えば、理容店、美容店、結構幅広い業者の設定があります。そこら辺も、県はしっかり玩味をして申請を受け付けるということでよろしいんでしょうかね。確認ですけれども。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

これまで本県で考えておりますのは、あくまでもその時短要請で飲食店と直接、間接取引があったこと、もしくは不要不急の外出や移動の自粛によって影響を受けた方、これで大幅に売上げが落ちた方ということで考えておりますので、業種等で制限をすとか、そ

ういうところまでは現在のところ考えておりません。あくまでも影響があった方が対象になってくると考えております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

ぜひそのようにしていただきたいと思うんですが、そうしていただくと、また受付のときに物すごく判断が難しくなるような気もいたします。この業種で許可を取っている事業所となれば、それで最初からはねられるんですけども、今課長がおっしゃったように、この影響を受けたという、例えば私がお話聞いたのは、美容店でも、いわゆる飲食店が休業になったから女性の髪結いがなくなったというのは、明らかにこれは影響があると思うんです。普通美容店はどうかという議論も出てくるんじゃないかと思うんですよ。

だから、そういう意味では、受付の体制という、先ほどと同じように、物すごく慎重にやっていたかかないと、本当に救える人が漏れてしまう可能性もあるかなというふうにも思っています。

もう1点、これは国にも要望してるんですけども、1月、2月、3月が前年と50%売上げが下がったとあるんですけども、持続化給付金を踏襲してという言い方があったものですから——持続化給付金は、例えば、昨年途中からスタートした企業、2020年からスタートした企業も、前年比較ができないけれども、オーケーになったんですよ。これも、ぜひそれを同じようにやってくれないかというのは国へも要望はしてるんですけども、そういう検討も、やはり国の動向を見ないとなかなか難しいですかね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今委員の御指摘の点につきましては、国の

今までオープンになっている資料を見ますと、やはり別途考えなきゃいけない形態、例えば季節性で売上げのある事業者さんですとか、先ほどの新規開業して間もない方ですとか、そういう方については、別の特例設定を検討中と聞いております。

したがいまして、そういう検討の中身がはっきりしてきまして、本県でも同じようなところは検討していかないといけないかなと思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

これは、2期分の確定申告書を出さないといけないとか、それに該当しなくなっちゃう部分も出てきますので、今のような方を救えばですね。ですから、様々な意見もあると思うので、その受付の体制も含めて、しっかり漏れがないように努力して頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○内野幸喜委員 すみません、私もちょっと確認でよろしいですか。

この分については、国の事業の対象とならなかった事業者に対してということですよ。ですから、例えば福岡県は、緊急事態宣言で国の事業がありますと、例えば福岡の事業者に対して取引がある熊本県内の事業者は、対象外ということですよ、そちらをもし申請した場合は、ということになるんですか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

国の一時金の取扱いとして、要するに、緊急事態宣言域内のみならず、影響を受けた方は域外の事業者でも対象にするようになってござ

いますので、委員御指摘のとおり、本県の事業者であっても、例えば福岡の取引がメインの方については、当然その影響を受けているわけですから、国の一時金の対象となっていくと。仮にそれを受けられるということであれば、本県のほうは対象外とさせていただく予定でございます。

○内野幸喜委員 はい、わかりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小早川宗弘委員 70ページですけれども、観光企画課。

右側の欄の5番目の熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金積立金、これは、後ろのページには条例案も書かれますけれども、これは、具体的にちょっと中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○脇観光企画課長 これは、国から全国に交付される資金でございまして、いわゆるオリンピック・パラリンピックのキャンプ、ホストタウン、こういったところで、事前キャンプとかそのホストタウンに登録をされているところが、各国からの選手団とかを受け入れる際に必要となる感染予防対策についてです。

例えばPCR検査が云々とか、あと移動の際に飛行機、この飛行機もできるだけ密にならないように、ちょっと多めに席を取らせていただいて移動させるとか、あと宿泊施設、例えば選手団が宿泊をしているフロア、ワンフロア、例えば、貸し切ってほかの方々と交流がないようにするとか、そういったところで、様々にコロナ対策を打つ上で余計に経費がかかることが想定されております。それらを国のほうである程度交付金を使って補填を

していただくと。

ただ、今回基金にさせていただいたのは、場合によっては、今年度、来年度2か年にわたって、自治体によってはテストで、いわゆるそういったコロナ対策を実証しようというところも出てくるというお話を聞いております。ですので、通常であれば交付金一発で済むような話を、あえて基金にさせていただいて、2か年で執行ができるようにさせていただいているものでございます。

○小早川宗弘委員 はい、分かりました。

東京オリンピック・パラリンピックの開催、絶対やってほしいですけれども、やっぱり海外の方も熊本に来られるというふうなことで、若干コロナ禍の中にあってはいろいろ心配な部分もありますし、変異株とか、そういったものがまた感染拡大するのではないかと。いろいろ人が交流することで、出入りがあることでそういう心配も懸念されますので、しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員 73ページ、観光振興課に、県内宿泊応援キャンペーンの第2弾についてお聞きしたいんですが、まず、実施時期の見通しについては、今の状況の中ではなかなか難しいのかもしれませんが、スキーム、どういう補助割合とか、第1弾と同じようなスキームなのかとか、そういった点をちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

今回、委員今御説明のとおり、確かに実施時期については、非常に私どもも悩ましいところがございます。

スキームについてですけれども、豪雨被災地向け、こちら、前回の第1弾で恩恵をほとん

ど受けられておりません。ということで、こちらに関しては、以前にプラスした形で誘導できるような、より被災地に誘導できるような金額の支援を設定したいというふうに考えています。

それと、前回のキャンペーンでは、土日やはり結構宿泊客が集中したというのもございまして、これを平日にちょっと誘導してやりたいなという思いでおります。そういうことで、平日にちょっと土日よりも上乘せした形でお客様を誘導できればなという、そういうスキームを考えております。

○内野幸喜委員 今課長おっしゃったように、人吉のほう、前回なかなか恩恵がなかったということなので、被災地の復興につながるようなスキームにさせていただきたいというのと、後はより多くの県民の方々が利用しやすいようなスキームにさせていただければなというふうに思います。

これは、当然、これから固まった際には、何かチラシとか、そういったものを作っていく形になるんですよね。それで広くアピールするというか、PRするというか。

○川寄観光振興課長 観光振興課です。

周知については、前回、紙とかいろんなSNSを活用して周知しました。また、今回についても、ちょっと時期がまだ決まっておりませんが、そういった紙の媒体ですとかSNSを活用して広く周知をしていきたいと考えています。

○内野幸喜委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、説明員の入替えのためにしばらく

休憩いたします。

再開は、10分。

午後0時6分休憩

午後0時9分開議

○緒方勇二委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第11号、第12号、第16号から第18号まで、第21号から第25号まで、第97号及び第100号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外13件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号外13件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午後0時11分閉会

ここに署名する

経済環境常任委員会委員長

熊本県議会委員会条例第29条の規定により